

令和3年度 保育所等利用申込について



小田原市保育課

保育施設の種類・申込先(手引きP3・4)

認可保育所、認定こども園(保育部)、小規模保育施設

→ 市保育課に申込

保育所等

市内保育所等の開所状況(令和3年4月1日時点)

区分	認可保育所	認定こども園(保育部)	小規模保育施設
施設数	36施設	3施設	12施設
対象年齢	0～5歳	0～5歳	0～2歳



※施設ごとに特色ある保育を実施、対象年齢・開所時間も様々です。

幼稚園、認定こども園(幼稚部)、認可外保育施設

→ 施設に直接申込

保育所等の利用条件（手引きP.5）

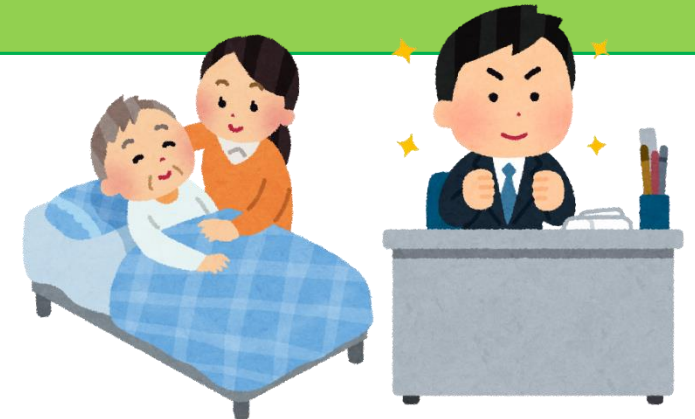
保育所等とは・・・

保護者それぞれが
仕事や病気などで家庭で保育できない場合
家庭保育ができない期間に限り
保護者に代わってお子様を保育する施設



保育所等を利用するためには・・・

保護者それぞれ
いずれかの「保育を必要とする事由」が必要
すでに利用中でも事由がなくなった場合は退所



保育を必要とする事由と利用期間(手引きP.5・6)

保育を必要とする事由	利用期間
①就労(内定) 1日4時間以上かつ月15日以上	就労している期間
②妊娠・出産	出産月を含む前後3か月
③保護者の病気・けが	治療を要する期間
④親族の介護	介護を要する期間
⑤求職活動	入所開始から3か月
⑥就学 月60時間以上	就学している期間



利用選考の方法（手引きP.9）

1. 利用申込世帯の保育の必要性を指数化

2. 指数の高い子どもから選考

⇔ 申込順ではない

3. 保育所等の受入れが可能であれば内定

指数が高くても保育所等の受入れがなければ不可



※申込書類は指数化のために必要

不足・不備がある場合、選考上不利になることがあります

申込書類の配布場所と提出先(手引きP.1)

配布場所

令和2年9月23日(水)から

小田原市役所5階保育課、タウンセンター住民窓口、アークロード市民窓口

ホームページでもダウンロード可能

提出先

小田原市役所5階保育課

令和3年4月利用分1次募集のみ郵送可。(令和2年11月6日(金)保育課必着)

【郵送にあたっての注意】

書留郵便等配達記録が残る方法のみ可

マイナンバーの送付不可

郵送事故・遅延の場合の責任は負いかねます



4月1次利用申込の流れ(手引きP.1・9)

1次募集

受付期間

令和2年10月1日(木) から 11月6日(金)

受付時間

8時30分から17時



1次 選考 結果

令和2年12月下旬に郵送

内定

保育所等面談へ

不可

2次選考へ
再度の申込不要

1次 利用 決定

令和3年1月下旬に決定通知郵送

4月2次利用申込の流れ(手引きP.1・9)

2次募集

受付期間

令和2年11月9日(月)から令和3年1月22日(金)

受付時間

8時30分から17時



2次 選考 結果

令和3年2月下旬に郵送

内定

保育所等面談へ

不可

5月以降の選考継続意向調査あり
選考希望の場合、再度の申込不要

2次 利用 決定

令和3年3月中旬に決定通知郵送

5月から3月利用申込の流れ(手引きP.1・9)

募集

申込期限

利用を希望する月の前の月の10日（10日が休みの場合は前の開庁日）
（例）6月利用希望の場合の申込期限 5月10日

受付時間

8時30分から17時

選考 結果

利用希望月の前の月の20日頃郵送

内定

保育所等面談へ

不可

年度内は再度の申込不要
※令和4年申込は再度必要

利用 決定

利用希望月の前の月の月末



申込に必要な書類③(手引きP.10)

2. 提出書類と一緒に持っていく書類

①同居する方全員のマイナンバー確認書類

次のうち1つ

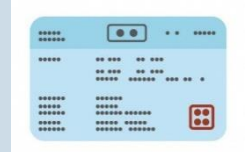
- ・個人番号カード
- ・個人番号通知カード
- ・個人番号が記載された住民票の写しなど



②申込に来る方の身元確認書類

次のうちいずれか

1. 顔写真付きの場合(1つ必要)
運転免許証、個人番号カード、パスポートなど
2. 顔写真なし(2つ必要)
各種健康保険証、手当証書、年金手帳など



3. 該当がある場合のみ提出する書類

転入や妊娠、二世帯住宅など家庭状況により、提出が必要な書類があります。

利用申込書や入所申込の持ち物チェックリストをご確認ください。

※申込書類は、申込児童ごとに必要です

申込にあたっての注意事項

保育所等の見学(手引きP.2)

保育所等はお子様が長い時間を過ごす大切な場所
事前に保育所等を見学してから希望園を決めましょう



必要書類の確認(手引きP.10、入所申込の持ち物チェックリスト)

申込の前にチェックリストを使って提出書類・持ち物を確認しましょう

入所申込についての疑問・相談(手引きP.20)

よくある質問と回答

小田原市 保育所 よくある質問

で検索 🔍

問合先 保育課0465-33-1451

保育コンシェルジュ相談(予約優先)

相談日時 平日9時～12時・13時～17時

相談場所 市役所5階保育課



密を避けるためのお願い

申込書類の入手方法

保育課窓口のほか、各タウンセンター住民窓口、アークロード市民窓口でも配布
ホームページからダウンロードも可

窓口の混雑回避

4月1次申込期限間際(10月下旬から11月6日)は特に混雑が予想されます

郵送による申込

4月の1次募集は11月6日必着で郵送可
書留郵便等配達記録が残る方法でお送りください

**感染症拡大防止に
ご協力ください**

申込書類の事前記入

窓口での滞在時間を短くするためご記入の上ご来庁ください

人数を最小限に

マスク着用のうえ極力おひとりで お子様を預けられない場合なども最少人数で

